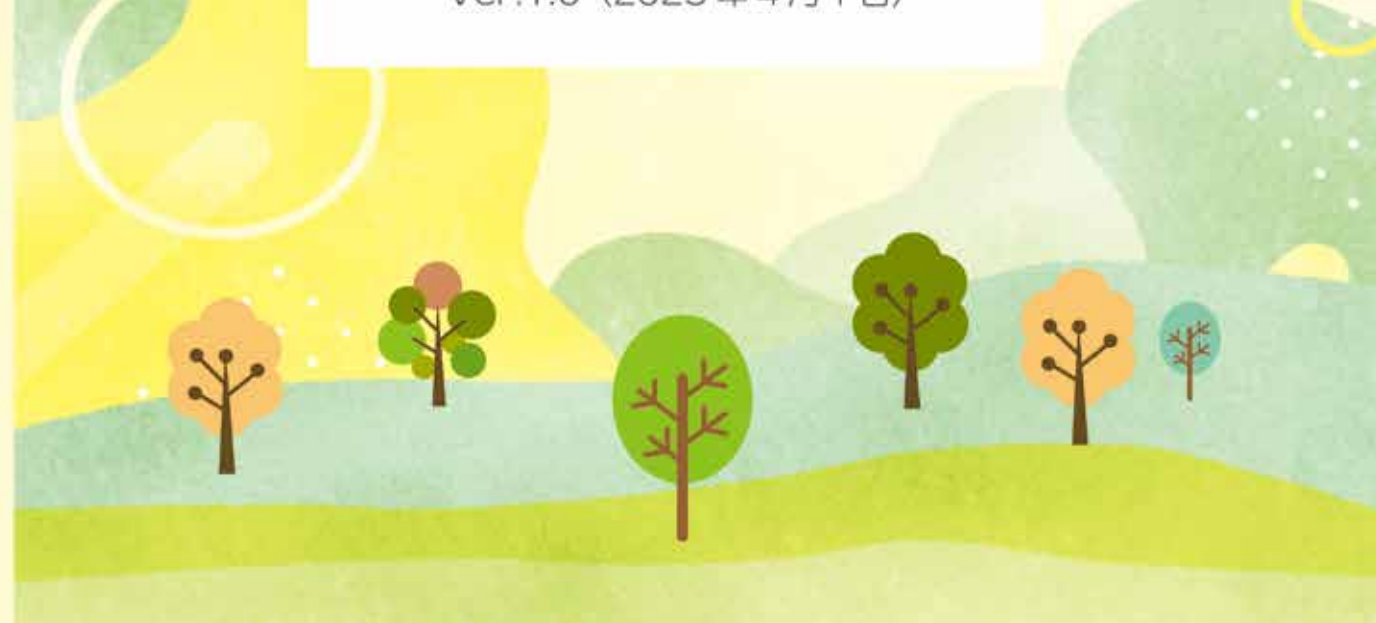




中央大学 障害学生支援の ためのハンドブック (学生版)

Ver.1.0 (2025 年 4 月 1 日)



目 次

本ハンドブックについて	3
中央大学の障害学生支援	4
学生相談室	5
キャンパスソーシャルワーカー（CSW）	6
ダイバーシティセンター	6
障害のある学生への支援（合理的配慮）の流れ	7
学内の連携	8
障害のある学生への合理的配慮について	9
聴覚障害	10
視覚障害	11
肢体不自由	12
内部障害	12
発達障害	13
精神障害	14
学内で利用可能な支援機器	15
SA（学生サポーター）について	16
「意識のバリア」をなくすために	17
関連情報（リソース集）	18

本ハンドブックについて

本ハンドブックは、障害や慢性疾患がある学生への支援についての情報をまとめたものです。中央大学の障害学生支援の体制、相談の流れ、窓口の案内、障害についての基本的な考え方、合理的配慮の具体例などを掲載しています。

障害学生支援の体制

中央大学では、障害のある学生が安心して学べる環境を整えるため、相談窓口（学生相談室、学部事務室／キャンパスソーシャルワーカー（CSW）、ダイバーシティセンター）を設置しています。これらの窓口は、学生からの相談を受け付け、必要な支援を提供するためのハブの役割を果たしています。窓口を中心に、教職員が連携して支援体制を作り、学生一人ひとりのニーズに応じた配慮を実現するための取り組みを行っています。

窓口の案内と相談の流れ

障害のある学生が支援を受けるための相談は、まず窓口となる部署に連絡することから始まります。窓口では、学生の状況や必要な支援について丁寧にヒアリングし、可能な支援の選択肢を提案します。

障害についての基本的な考え方

障害は、個人の心身の状況と周囲の環境との相互作用によって生じます。そのため、各学生の特性や状況に応じた環境の調整（合理的配慮）等が求められます。

このハンドブックが学生のみなさんの参考となり、充実した学びを実現する手助けとなることを願っています。

中央大学の障害学生支援

中央大学では、2016年に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、2017年の「中央大学ダイバーシティ宣言」で、障害や慢性疾患のある学生も含め、すべての学生が等しく学ぶことのできる環境を作ることを約束しています。これらガイドラインと宣言に基づいて、学生相談室、学部事務室・都心学生生活課（CSW）、ダイバーシティセンターなどの相談窓口、そして関係する教職員が連携して、障害学生の学修を支援する環境づくりと合理的配慮の提供を進めています。

ダイバーシティ宣言

2017年10月に制定した「中央大学ダイバーシティ宣言」では、障害、病歴、経済状況、家庭環境、性別、性自認、性的指向、年齢、国籍、人種、民族、言語、信念、宗教など、多様な背景をもつあらゆる人々の人権を尊重すること（多様性の尊重）を約束しています。ホームページに全文を記載していますので、ぜひご覧ください。

<https://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/diversity/declaration/>



中央大学における障害学生支援に関するガイドライン

中央大学は、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、施行しました。ガイドラインでは、より良い学修環境と生活環境を提供できるように大学が行うことを記載しています。中央大学の障害学生支援は、建学の精神および中央大学ダイバーシティ宣言に基づいて行われるものであり、障害のあるなしにかかわらず、「私たちとともに学びたいという希望を持つすべての人びとが差別なく集い、のびのびと学ぶことのできる学修環境を提供」という理念の下に行われます。

<https://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/diversity/disability/support/>



学生相談室

大学生生活を送る中で、「自分ひとりではどうにもならないとき」、「わかっていても行動できないとき」、「どこに相談してよいかわからないとき」など、人と話してみることで、考えの整理ができたり、気持ちが楽になることがあります。そんなとき悩みや不安について安心して相談できる場所です。

学生相談室の利用方法

学修、課外活動、進路、対人関係、心と身体、家族関係、恋愛、法律問題や他にも些細な質問や誰にも言えない相談など、ひとりで抱え込まず何でも相談できます。

初回は、学生相談室のスタッフが面談を行い、相談内容により専門相談員（精神科医、心理カウンセラー、弁護士）と各関係部署の教職員がサポートします。

※学修相談・就職活動や留学などの相談は、学部事務室・キャリアセンター・国際センターなど関係部署と連携を取ります。

相談受付詳細

1. 受付 来室、電話、問い合わせフォームから受付
2. インテーク（初回面談） 初回は学生相談室のスタッフが面談
3. 相談の内容に応じて
 - ・専門相談員（精神科医、心理カウンセラー、弁護士）や、教職員相談員との面談の予約をお取りします。
 - ・学内関係部署、外部機関と連携して支援を行ったり、ご紹介することもあります。

学生相談室窓口一覧

詳細／キャンパス	多摩キャンパス	後樂園キャンパス	市ヶ谷田町キャンパス	茗荷谷キャンパス
学 部	経済・商・文・ 総合政策・国際経営学部	理工学部	国際情報学部	法学部
場 所	5号館地下1階	6号館2階(2025.9～) 旧1号館1階(～2025.8)	6階(受付) 1階(面談室)	4階 (ダイバーシティセンターと同室)
開 室 時 間	月～金 10:00～17:00	月～金 10:00～17:00	火 11:00～15:00 金 10:00～14:00	月～金 10:00～17:00
電 話 番 号	042-674-3481	03-3817-1724	03-3817-1724	03-5978-4222
問い合わせフォーム	ホームページに各キャンパスごと問い合わせ先あり			

キャンパスソーシャルワーカー（CSW）

CSW は各学部事務室（理工学部は都心学生生活課）に常駐し、学生さんの困りごとを聴いて、学びの困難さが軽減されるような配慮のお願いを、事務室を通して教員に伝える役割を担っています。全員が、心理および障害福祉の専門職です。大学での学びに著しく困難を感じているのなら、学びの支援のプロである CSW の出番かもしれません。ゼミや研究室の指導教員や学部事務室の職員を通して、あるいはメールで直接、相談を申し込むことができます。なお、いわゆる「合理的配慮願い」は、相談を積み重ね困難の程度や具体的な状況が分かってから協議を経て発出されるものですので、頼めば直ぐに出してもらえないものではないことをご承知おき下さい。

また CSW は「合理的配慮願い」の作成だけではなく、その後も学生のみなさんの修学を支えるため、定期的な面談も実施しています。

ダイバーシティセンター

ダイバーシティセンターは、障害・病気に関すること（障害領域）、性別・性に関すること（ジェンダー・セクシュアリティ領域）、多文化共生に関すること（グローバル領域）を軸として、学内外の関係者と連携してダイバーシティ推進（人々の多様性の尊重の推進）に取り組んでいます。センターでは、障害（身体障害・内部障害・難病など）があり配慮を必要とする学生のみなさんからの相談を受け付けています。また相談や支援だけでなく、バリアフリーマップの作成などの環境整備、ダイバーシティ推進のためのイベントの企画・運営、学内での研修など、啓発も行っています。何でも気軽にご相談ください。



多摩キャンパスダイバーシティスクエア

障害のある学生への支援(合理的配慮)の流れ

ステップ1 相談窓口への相談

困りごとや支援(配慮)について担当者が聞き取りをします。支援や合理的配慮の内容によって、診断書などの書類の提出や、書類への記入をお願いする場合があります。

障害や慢性疾患についての相談窓口は以下の通りです。

相談内容	主な窓口
身体障害・慢性身体疾患のある学生の修学上の相談	ダイバーシティセンター
精神障害・発達障害のある学生の修学上の相談	所属学部・大学院事務室、(理工)都心学生生活課

上記の障害等が重複する場合や、相談先に迷う場合は、次の①～⑧のうち相談しやすいところに相談してください。

→①学部事務室、②都心学生生活課、③大学院事務室、④専門職大学院事務課、⑤通信教育部事務室、⑥ダイバーシティセンター(障害学生等支援室)、⑦学生相談室、⑧保健センター

ステップ2 合理的配慮の検討

同ったお話や提出された資料をもとに、担当部署が支援や合理的配慮の検討をします。検討にあたっては、職員と専門職(CSW、障害領域コーディネーター等)が協議し、必要に応じて合理的配慮に関する文書案を作成します。

ステップ3 学生への確認・合理的配慮の決定

合理的配慮の内容を学生(申請者)に提案し、その内容が適切かどうかや、配慮が必要な科目などを確認します。

ステップ4 合理的配慮の内容伝達⇒合理的配慮の実施

合理的配慮の内容を授業担当教員や関係する教職員に文書などで伝達します。関係する教職員は伝達された内容をもとに合理的配慮の提供を行います。提供にあたって、必要に応じて本人と相談する場合があります。

ステップ5 フィードバック

合理的配慮が適切に機能したか、学生からの聞き取りなどを行います。

(注1) ダイバーシティセンターにおける合理的配慮の検討については、障害学生支援検討委員会から委託されています。

(注2) 提供された合理的配慮の内容やその決定過程に対して不服(異議)がある場合の相談等に応じる窓口は、学事・社会連携課です。

(注3) 障害に基づく差別全般の相談等に応じる窓口は、ハラスメント防止啓発支援室です。

学内の連携

中央大学では、学生生活の様々な場面で障害のある学生を支援するために、全学で連携しています。

障害学生支援の相談窓口（学生相談室、学部事務室（キャンパスソーシャルワーカー）、ダイバーシティセンター）は、図書館、保健センター（健康診断など）、教職事務室（教職科目・教育実習）、国際センター（留学・留学生受け入れ）、キャリアセンター（就職活動）、ハラスメント防止啓発支援室などの部署とも連携して支援を行います。必要に応じて、本人の了解の上、他の部署と協力して対応します。一緒に解決策を見つけていきましょう。

学内の連携を示した図



障害のある学生への合理的配慮について

障害は、個人の心身の状況と周囲の環境との相互作用によって生じます。そのため、大学は障害のある学生が障害のない学生と同様に学べる環境を整えることに力を入れています。また大学には、個々の学生の状況に応じた「合理的配慮の提供」を行う義務があります。

合理的配慮とは？

合理的配慮とは、障害のある学生が学びに参加するために必要な調整や支援のことを指します。配慮の内容は、障害の種類や程度によって異なり、一律ではありません。本ハンドブックでは、さまざまな障害に関連する合理的配慮の具体例を掲載していますが（p.10～p.14 参照）、実際の調整は学生との対話を通じて個別に行われます（建設的対話）。

合理的配慮を決定していくプロセスでは、建設的対話を基本として、①**学生の必要性**（配慮が障害の影響を取り除くものになっているかどうか）、②**教育上の適切性**（科目やコースの本質を変えず、学びに参加するためのものになっているかどうか）、③**他の学生との公平性**（配慮によってその学生が他の学生と比べて、過度に不利、あるいは有利になっていないか）、④**過重な負担の有無**（配慮を提供することが現実的で、持続可能なものかどうか）、⑤**本来業務付随性の有無**（教育機関である大学の本来の役割として、大学が提供すべきものかどうか）などの視点から検討します。また、合理的配慮は申請から遡っては適用されません。学年や学期の始めから、早めにご相談ください。

気軽にご相談を

各相談窓口では、建設的対話のために、学生のみなさんが十分に意思表示できる環境の整備と支援を行います。

学生のみなさんから丁寧にお話を伺い、学びに参加できているか、参加できていない場合は何がその妨げになっているのかを一緒に考えます。その上で、合理的配慮も含めた支援の選択肢や学内外で得られる資源（サービスや機器など）を提案、紹介します。学業や学生生活についての困りごとや悩みがあれば、どうぞお気軽にご相談ください。

聴覚障害

聴覚障害とは、話し言葉や周囲の音が聞こえない、または聞こえにくい状態のことをいいます。全く聞こえない、またはほとんど聞こえない「ろう」と、残っている聴力を活用する「難聴」の2つに大きく分けられますが、聞こえの状態は一人ひとりさまざまです。全く聞こえない方、音がひずんだり、途切れ途切れに聞こえたりする方などもあります。

補聴器や人工内耳を装用したり、補聴援助システムの活用等によって、聞こえやすくしている方もいますし、それらに効果がないので活用しないという方もいます。コミュニケーション手段も、口話（こうわ：口の形を読み取り、聞こえる音や表情、話の流れから相手の発言を察知する方法）、筆談、手話等の他、身振りや空書（くうしょ・そらがき：空中に指で字を書いて伝える方法）などさまざまな方法があります。また、コミュニケーション手段は、育ってきた背景や、聞こえなくなった時期によっても大きく異なります。

学内での困りごとの具体例は、授業での先生や学生の話が聞こえない、聞こえにくいことが一番にあげられます。授業以外の場面でも、例えば学内の窓口などで、口頭だけでの説明がわからなかったり、聞き違えたりすることがあるかもしれません。

提供される合理的配慮の具体例は、SA（スチューデント・アシスタント）学生が行う文字による情報保障（パソコンや音声認識アプリを使用した方法、手書きノートテイク、音声教材の文字起こし）や、聞こえやすくするためのサポート（マイクや補聴援助システムの使用）があります。また、授業の形式等によっては手話通訳の利用も考えられます。授業内容や学生の希望によってさまざまな方法を組み合わせて調整しますが、その人に合わせて、聞こえやすい環境を作る、視覚情報を使って伝える、ということがポイントになります。定期試験についても、リスニングの代替措置や音声聞き取りやすい座席等の配慮が提供される場合があります。

視覚障害

視覚障害とは、全く見えない、または見えにくい状態のことをいいます。視覚的な情報を全く得られない、またはほとんど得られない「^{もう}盲」と、見えにくい部分を文字の拡大等により視覚を活用して見る「弱視（ロービジョン）」の2つに大きく分けられますが、見え方の状況は一人ひとりさまざまです。「盲」のなかでも、明暗がわかる方、色の違いがわかる方、形が少しわかる方もいます。「弱視（ロービジョン）」のなかでも、視野が狭い「視野狭窄」や、視界の中心部分に斑点が見えたりぼやけて見えたりする「中心暗点」、光を非常に眩しく感じる、あるいは暗いところで見えにくい、という方もいます。また、色の判別が難しい色覚障害のある方もいます。

文字を読む際は、ブレイルセンス・ブレイルメモ等の点字情報端末で、文字データを点字化したり、墨字（すみじ：点字に対する、紙に印刷した文字または手書きの文字の総称）を近づいて読んだり、パソコン・タブレット画面の拡大や拡大印刷による拡大文字やルーペ等の補助具を使用したり、音声で読み上げるスクリーンリーダーが入ったパソコンなどを使用したりする場合もあります。

学内での困りごとの具体例は、授業で投影・配付される資料や教科書の墨字が見えない、あるいは見えにくいことが一番にあげられます。授業以外の場面でも、例えば書類の提出が必要な際に文字を書くことが難しく代筆が必要だったり、学食等で空いている席がわからなかったり、学内での移動に困難が生じたりすることがあります。

提供される合理的配慮の具体例は、教材のテキストデータ化・PDF化・点訳・立体コピーなど、資料の内容や学生のニーズに合わせて、資料を読める形に変換することがあげられます。また、教室への移動で移動サポートを行う、映像教材などの視聴がある際に音声ガイドをつける、なども必要に応じて調整します。定期試験についても、試験時間の延長や別室受験、点字受験、問題用紙・解答用紙の拡大等の配慮が提供される場合があります。

肢体不自由

肢体不自由とは、病気やケガ、障害等によって、日常生活における身体の活動や動作に制限（難しさ）がある状態をいいます。肢体不自由の部位は、上肢、下肢、上下肢を含む全身障害等と大きく3つに分けられますが、障害による不自由さの程度は個々によって異なります。また、身体の状態は環境や時間帯、日によって変わることもありますし、年齢を重ねることで変化する場合もあります。

校内での困りごとの具体例は、教科書等の持ち運びやドアの開閉、手書き、パソコンなどの機器や実験・実習の器具の使用等があります。提供される合理的配慮の具体例は、教科書のデータ化、SA（スチューデント・アシスタント）学生による授業ノート作成の補助、TA（ティーチング・アシスタント）による補助、利用しやすい教室への変更、介助者の入室許可、車両通学および駐車の手配等があります。また、定期試験についても、試験時間の延長や別室受験、代替措置等の配慮が提供される場合があります。

内部障害

内部障害（内部機能障害）は難病や慢性疾患により臓器の機能に障害が生じている状態です。見た目では分からないことが多く、周囲に理解されにくいことがあります。

また、身体的症状のひとつとして日常的に疲労感がたまりやすかったり、疾患や症状によっては進行性のものもあつたりします。日常的な治療や医療的ケアが必要な人もいます。

大学で生じやすい困りごととしては、本人は参加したい意思はあるが、身体状況によって（長時間の）実習や実技（激しい運動）への参加が難しいことがあります。また大学生活の中で自己注射や服薬などの治療、医療的ケアを行う必要があり、そのための場所や時間を要することがあります。

提供される合理的配慮の具体例は、通院や治療による欠席への配慮として、授業内で配付された資料の提供や、出席に代わるレポート課題の提出等の代替措置があります。また、しばらく身体を休めることができるよう休憩室が利用できたり、実習期間を延長・変更（1日の実習時間を短くし日数を増やす、または代替措置を講じる等）したりすることがあります。

発達障害

大学生にとっての発達障害とは、脳のいくつかの領域における機能の偏り（特性）があるために、情報処理の仕方や身体の機能が平均的な人とは異なり、それゆえに学生生活・社会生活を送る上で何らかの困りごとが生じている状態を指します。特性そのものは病気や障害ではなく多かれ少なかれ誰にでもあるものですが、個人の特性と環境とのミスマッチが障害となって現れてくる、というのが「障害の社会モデル」の考え方です。複数のタスクを同時並行的に素早く処理することや、スケジュール管理・生活リズムの管理を1人でこなさなければならない大学生活というのは、発達の特性の強い人にとっては困難が生じやすい状況であると言えるでしょう。

中央大学では、診断名と配慮の中味が自動的に対応するというのではなく、学生一人ひとりの困り具合をCSWが具体的に把握し、医師の診断や検査結果などの客観的な資料も踏まえながら、修学上の「合理的配慮願い」の中味を決めていきます。また、配慮の判断は、学びの本質を変えない範囲で、科目ごとに個々の教員によりなされます。

発達障害のある学生が受けた配慮の例を以下に紹介します。これらは、科目によっては認められることがあるということであって、申請すればどの科目でも自動的に配慮が受けられるというわけではないことに留意してください。

定期試験における配慮：別室受験、試験時間の延長（原則として1.3倍）、筆記用具としてのパソコンの利用、拡大印刷された問題用紙の配付、など。

授業を受ける際の配慮：UDトークの利用、授業の録音許可、ノートテイクの利用、イヤーマフの着用、グループワークの際の代替課題の提出、症状のため定時の登校が困難な場合に出席に代替するレポート課題の提出、など。

課題提出における配慮：学期末などでレポート課題が重なった際の締め切り日時の調整、など。

もしかしたら自分にも発達の特性があるのではないかと、修学上の困難はこのためではないかと思ったら、CSWと面談することをお考えください。

精神障害

さまざまな精神疾患を総称して精神障害と呼びますが、その定義も多様であり、必ずしも疾患とは呼べない状態でも、主観的な困りごとや客観的な適応困難があれば、精神障害とされます。ここでも、障害は社会の側にある、という考え方が成り立ちうるものです。同じ診断名でも、程度や困り具合の中味は人により千差万別ですので、診断名でその人を決めつけることはいたしません。



したがって、支援も、診断名ではなくその人の困り具合を理解することが出発点になります。これについても、時間をかけてCSWと面談を積み重ねていくことで、「そもそも自分がどのようなことで困っているのか」も、それに対して受けられる可能性のある配慮も、だんだんと明らかになっていくものです。



発達障害のところで紹介された配慮は全て、合理性が認められれば、診断が何であれ、配慮事項となる可能性があります。教室に入れない学生のために代替課題が提示可能な科目もあります。



学内で利用可能な支援機器

利用に関してはダイバーシティセンターにご相談ください。

筆談用具	ブギーボード、 ホワイトボードどこでもシート	
音声認識アプリ・ UD トークを使用 する際の機材一式	AmiVoice Front WT01 (Bluetooth マイク)、 iRig2、iPad 他	
補聴援助システム	ロジャーセレクト、 ロジャータッチスクリーン マイク 他	
点字資料作成	点字プリンタ (ESA721)、 簡易点字器	
紙媒体資料 PDF 化	Scan Snap、 OCR アプリケーション	
車いすユーザーの方 などの高さ調節可能 テーブル	昇降テーブル	
歩行が困難な方の避 難用具	ベルカ (救護用担架)、エアー ストレッチャー (救護用担架)、 イーバックチェア (階段避難車)	

SA(学生サポーター)について

中央大学ダイバーシティセンターでは、障害のある学生等のサポートを担うSA（スチューデント・アシスタント）の雇用、サポートスキル養成、派遣コーディネートを行っています。SAは本学学生を対象に随時募集していますので、ご関心のある方はぜひ、フォームから登録、またはダイバーシティセンターにご連絡、ご来室ください。



SAによる文字通訳の様子

一人ひとりが責任感を持って活動すること、またサポートを利用する学生にとっても自分の希望等を伝えやすくなることに繋がるよう、活動は学生アルバイトとして行っています。登録時に、特別なスキルは要しません。実際にサポートを担当いただく際に、必要に応じてサポートに関する説明や講習会などを行います。

授業のサポートの具体的な内容としては、ノートテイク、資料のテキストデータ化、映像の文字起こし、移動のサポートなどがあります。それぞれが都合の良い時期や時間に合わせて、自分ができるサポートを担っています。

また授業のサポートの他に、中央大学やダイバーシティセンターが企画・参加するイベントでの学生スタッフとしての活動や、校内での交流会やミーティング、学内向けイベント等にも協力、参加いただいています。

お互いに支え合いながら、学びやすく楽しいキャンパスライフが送れることを目指して学生の皆さんとともに活動中ですので、ぜひご参加ください。

SA登録はこちらから

<https://forms.gle/rULKW8sw5XmZREqz8>



「意識のバリア」をなくすために

私たちの社会には、障害のある人々が直面する「社会的障壁」が存在します。これらの障壁は「物理的なバリア」、「制度的なバリア」、「文化・情報面のバリア」、「意識のバリア」の4つに分けられます。バリアフリーとは、こうした障壁を取り除くことを意味しています。

大学は、多様な人が集まるキャンパスコミュニティです。建物の整備や合理的な配慮の提供だけでなく、意識のバリアフリー（＝障害についての理解を深め、偏見をなくすこと）が求められています。中央大学では、障害への理解を促進するために、ダイバーシティセンターが年間を通じてさまざまなイベントを企画・運営しています。

ぜひ、これらのイベントに参加して、障害についての知識を深めてください。偏見の多くは知識の不足から生じます。私たち一人ひとりが、障害や障害者についての正しい知識を得て意識を変えることで、社会的障壁を減らし、よりインクルーシブな社会（個性が尊重され、共生する社会）を実現していきましょう。

ダイバーシティウィークス

<https://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/diversity/activity/week/>



NHKドラマ
「デフ・ヴォイス 法廷の手話通訳士」の企画
学生スタッフと登壇者の集合写真



ろう講師をお招きした「手話っと交流会」の様子

関連情報(リソース集)

学内のもの



バリアフリーマップ

https://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/diversity/disability/barrier_free_map/

中央大学には、多摩キャンパス、後楽園キャンパス、市ヶ谷田町キャンパス、茗荷谷キャンパス、駿河台キャンパス、小石川キャンパスの6つのキャンパスがあります。それぞれのキャンパスのバリアフリーマップは、多様な人々に利用してもらえるよう多機能トイレや授乳室、礼拝室の場所や、階段を使用せずに移動できるルート等が分かりやすく記されています。また、日本語版と英語版があり、キャンパスに集う多くの人たちに活用してもらいたいという思いでつくられています。

個別避難計画書

ダイバーシティセンターでは、移動に困難がある学生に災害時の「個別避難計画書」を作成しています。一口に災害時の避難といっても、障害のある学生が所属するキャンパスの状況や学生の障害の内容・程度によって、避難方法やルート、使用する避難用具は異なります。バリアフリーマップを基に、安全なルートや使用する階段を選定し「個別避難計画書」にその情報をわかりやすく反映するよう努めています。



関連情報(リソース集)

学外のもの

全国高等教育障害学生支援協議会 (AHEAD-JAPAN)

<http://ahead-japan.org/>



日本学生支援機構 (JASSO) 障害学生支援

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/



日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan)

<https://www.pepnet-j.org/>



国立国会図書館 障害のある方へ

<https://www.ndl.go.jp/jp/support/>





中央大学障害学生支援のためのハンドブック（学生版）

Ver.1.0

2025 年 4 月 1 日

発 行：中央大学ダイバーシティセンター

執筆協力：学生相談室・CSW 連絡会・山科満（文学部教授）